

## 浜松市給水台帳の閲覧等に関する取扱い要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、給水台帳の閲覧等の取扱いについて必要な事項を定める。

### (給水台帳)

第2条 この要綱において給水台帳とは、給水装置の使用材料、形状、数量、設置区分、設置場所、申込者等の記載及び建物の平面図、管の布設状況、案内図、立面図、メーター設置位置等の図面が記載されているものをいい、個別給水装置の管理用のものをいう。

### (閲覧)

第3条 次に掲げるものは、給水台帳の記載内容について、閲覧を請求することができる。

(1) 閲覧を請求する者は、給水台帳に係る給水装置の所有者又は使用者

(2) 前号に規定する者の同意を受けた者

2 前項各号の規定により閲覧を請求しようとする者は、台帳閲覧申請書(別記様式)を浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

3 第1項第2号の規定により閲覧を請求しようとする者は、同意書を管理者に提出しなければならない。

### (閲覧の方法)

第4条 閲覧をする者は、管理者が指定する場所で行わなければならない。

### (閲覧者の責務)

第5条 閲覧をした者は、閲覧した資料に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報の保護のため、閲覧した資料の使用及び保管について十分注意すること。

(2) 閲覧申請した給水台帳以外又は閲覧目的以外に使用しないこと。

### (費用負担)

第6条 閲覧に係る手数料は徴収しない。

2 台帳の写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用は、浜松市が保有する公文書の公開の実施に要する写しの費用に関する取扱(平成15年7月1日施行)別表の例による。

### (細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称及び代表者氏名  
（署名又は記名押印をしてください。）

T E L

### 台帳閲覧申請書

このことについて、 から下記の（給水装置・排水設備・取付管ファイル）に係る調査依頼を受けましたので、閲覧者 により 台帳の閲覧を申請いたします。

なお、台帳の閲覧により、知りえた情報は厳重に管理し、使用調査以外の目的に使用しないことを誓約します。

閲覧箇所住所 浜松市 区  
メーター番号 -  
お客さま番号（使用者コード）  
旧所有者（台帳上所有者）  
台帳の写し （要・不要）

---

### 同意書

年 月 日

住所又は所在地

所有者（使用者） 氏名又は名称及び代表者氏名  
（署名又は記名押印をしてください。）

T E L

私が所有（使用）する（給水装置・排水設備・取付管ファイル）に関する浜松市保有情報を上記の申請者が閲覧することに同意します。